

リハビリテーション訪問・相談事業の案内

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士のリハビリテーション専門職がない障害福祉サービス事業所や介護老人福祉施設、介護保険事業所等にリハビリテーション専門職員を派遣し、利用者の二次障害の発生や廃用症候群の予防をお手伝いします。また利用者が持っている機能を発揮しその人らしくよりよい生活を送れるよう、生活に関わる人々がリハビリテーションの概念を理解し日常生活や社会参加を送っていくための支援の中にその視点を取り入れ、よりよい支援を提供できるようにリハビリテーション専門職がお手伝いします。

